

7 林整研第 181 号
令和 7 年 10 月 20 日

各都道府県林務担当部長 殿

林野庁 林政部長
森林整備部長

令和 7 年大船渡市林野火災の教訓を踏まえた今後の林野火災対策の 推進について

平素より、森林・林業行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。林野庁では、本年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災（以下「本林野火災」という。）を受けて、消防庁と共同で「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、報告書を取りまとめました。

また、本年 7 月 1 日に実施された中央防災会議において防災基本計画の修正が決定され、本林野火災を踏まえ同計画の林野火災編が見直されました。

これらを踏まえ、各都道府県におかれましては、下記の事項を確認いただき、貴都道府県の林野火災関係部局、市町村や関係機関と連携して、本林野火災の教訓を踏まえた林野火災対策の推進に取り組むとともに、貴都道府県内の市町村に対して、下記の事項の周知、助言について特段の配慮を賜りますようお願いします。

<参考>

- ・「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」
https://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/yamakaji/attach/pdf/con_7-7.pdf

記

1 林野火災に係る予防・警報のあり方

- (1) 火入れの制度の周知及び担当部局と消防本部との連携
 - 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 21 条により、森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従ってでなければ火入れをしてはならないとされていることを踏まえ、火入れの許可申請や、火入れを行う者による消火準備等の徹底が図られるよう許可制度の周知を行うこと。
 - また、火入れの許可情報について、許可する部局と消防本部において共有するなど情報連携の強化を促進すること。
 - 各市町村の火災予防条例に基づくたき火の届出について、森林法第 21 条の

許可対象となる火入れは基本的にたき火に包含される行為であると考えられ、運用上、火入れの許可申請がなされたことをもってたき火の届出がなされたこととみなす取扱いとすることが考えられることを踏まえ、火入れを行う者が火入れの許可申請とたき火の届出の重複した申請・届出を行う必要がないよう留意すること。

- 各市町村の火災予防条例において、林野火災注意報又は林野火災警報が位置付けられた場合には、各市町村の火入れに関する条例において、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記すること。

2 林野火災に係る広報・啓発の強化

(1) 林野火災の予防に係る戦略的かつ幅広い広報・啓発活動

- 林野火災の予防については、その出火原因の大半が人為的な要因によるものであること、季節的な偏在性があること、急激に延焼する危険があることなどの林野火災の特徴に留意した効果的な広報・啓発等対応を行うこと。
- 林野火災注意報の発令時には、火の使用の制限の努力義務の対象として指定された区域を確認するとともに、林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めることを周知すること。また、林野火災警報の発令時には、火の使用の制限の対象として指定された区域を確認するとともに、火の使用制限を徹底することを周知すること。周知においては、火入れを行う予定者や林野に立ち入る者など幅広く行うとともに、林野火災注意報や林野火災警報が発令された際には、市町村において森林管理署等も含めた林野関係部署に広く情報共有いただくよう取り計られたい。
- 広範囲にわたる顕著な少雨が確認された場合には、気象庁が「少雨に関する気象情報」により少雨の状況を周知をするので、火の取扱いへの注意を呼びかけること。少雨の状況の全国的な広がりがある場合にされる気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見がなされた場合には、林野火災に一層注意するよう周知や注意喚起に努めること。
- 効果的な広報・啓発活動の実施については、例年3月1日から7日まで消防庁と林野庁の主唱により実施される全国山火事予防運動の機会のほか、その地方において林野火災の危険性が高まる時季における戦略的かつ幅広い広報・啓発活動を一層強化すること。
- 行政による広報・啓発については、消防団を含む消防機関だけでなく、防災担当部局、林務担当部局、廃棄物処理担当部局等の林野火災・災害対応、火の取扱いに関する幅広い部局が参画した取組を実施すること。また、効果的な広報啓発は行政だけで行えるものではなく、地域住民などとの連携・協力が不可欠であり、住民や事業者などが主体となる活動も重要であることに留意すること。
- また、ポスター掲示やテレビ、ラジオといった従前の方法の活用のほか、SNSを始めとしたインターネット媒体等も用いることにより、たき火や火入れ等を行う行為者に限らず、都市部からのレジャーによる入山者などに対し火の取扱いや不始末による出火の危険性・初期消火準備の必要性などを周知し、共通した防火意識の醸成を図ること。

（2）技術の活用について

- 新たに開発された地形や植生、気象条件等に応じた林野火災の発生危険度評価手法の活用による林野火災の予防技術の高度化の推進など先進的な技術を積極的に取り入れつつ、林野火災の防止と早期発見等を効果的に行うこと。

3 林野火災に強い地域づくり

（1）森林の防火機能の向上に係る森林整備

- 森林の防火機能の向上のためには、単一の樹種から成る森林（一斉林）の一部を異なるタイプの樹種へ植え替えること等により防火林帯を整備するなど、延焼しにくい多様な林相に誘導することが重要であることを踏まえ、特に林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域防災計画等において防火林帯の整備を含む林野火災対策を位置付け、林野火災対策にも資する森林整備を進めること。
- 病害虫による被害木を除去することにより、林内の可燃物を減らし、延焼の拡大を防ぐことにつながるため、除去に努めること。

（2）林道等や山火事防止施設の整備

- 森林における迅速な初期消火や延焼防止のためには、消火活動に必要な林道等やそれらと一体となった防火水槽等の山火事防止施設を整備することが重要であることを踏まえ、特に林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、地域防災計画等において防火機能の高い林道の整備を含む林野火災対策を位置付け、林野火災対策にも資する林道整備を進めること。

（3）森林情報の整備及び情報の共有

- 効果的な森林の防火機能の向上や林野火災対策のために、林道等の配置や山地の地形情報、樹種や森林整備状況を含む森林情報の整備を進め、林務部局と消防部局の間でこれらの情報の共有を図ること。

（4）測位技術の普及や、通信技術の開発・整備等や活用

- 森林内での活動に資する測位技術の普及や、通信技術の開発・整備等は、位置情報や地形情報の共有により、森林内の危険地を避けることができるようになり、また、森林内での通信が可能となることで安全で効率的な森林における消火活動に資すると考えられることから、それら技術の一層の整備や活用の促進を図ること。

（5）林野火災特別地域対策事業の活用

- 林野火災特別地域対策事業の活用など、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対

策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るよう努めること。

(6) 民間事業者等との連携

- 消火活動のため、民間事業者等と消防機関が連携の上、林業等で使用される重機等を資機材搬送等に活用することも考えられる。民間事業体等に係る情報を林務部局と消防部局とで共有する等、消防部局との適時の連携も期待されることに留意すること。

4 災害復旧及び二次災害の防止活動

(1) 迅速な災害復旧への日頃からの備え

- 林野火災が発生し被害を受けた森林について、被害状況を把握し、迅速に復旧するため、被災後の復旧を進めるために必要となる森林所有者や境界の情報について、日頃から整理し、情報共有しておくこと。被災後には、森林所有者の意向を聞き取った上で、伐採や植林をどのように行うのかといった計画を立てるに当たって、広域的な連携体制を関係者間で検討する取組を進めることが有用であるため、日頃からの連携体制を整えること。
- また、災害被災木を有効活用するために、受入可能施設の情報についても平時から整理し、被災地から伐出した後の対応を適切に行えるよう備えること。

(2) 二次災害防止対策の実施

- 激甚な林野火災が発生した箇所においては、森林土壤が焼損することにより森林の保水機能が低下し、土砂流出等の山地災害リスクが高まるおそれがある。このため、山地災害の発生リスクが高い箇所を中心とした荒廃状況に関する調査・点検の実施及びその結果を踏まえた治山施設の整備等の対策を行うこと。